

(案)

令和7年度 大阪市障がい者等基礎調査 精神科病院入院者を対象とした調査について

《調査の実施について》

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定するにあたっての基礎資料として、障がいのある方等の生活実態とニーズを把握するため大阪市障がい者等基礎調査を実施している。

しかし、これまで同調査は精神科病院入院者を対象には行われていなかったところ、大阪市障がい者施策推進協議会、計画策定・推進部会において、精神科病院入院者についても、地域で生活している方や施設入所者と同様に調査すべきとの意見があった。

そこで、令和7年度においては、精神科病院入院者に対しても同調査を実施することとする。

1. 調査対象

大阪府下の精神科病院において、入院前の住所が大阪市内であり、調査時点で入院中の方

2. 調査期間

令和7年11月～12月（大阪市障がい者等基礎調査と同時実施）

3. 調査実施方法

送付方法：病院へ郵送（依頼書・アンケート）

※対象医療機関へは事前説明予定

回答方法：郵送

《調査項目の検討について》

本部会に調査項目検討のためのワーキングチームを立ち上げるとともに、関係団体からの意見を踏まえたうえで、同チームにて調査項目を検討